

第25回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年6月18日(木) 17:30～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和2年6月18日改定)
- 【資料3】県有施設における大規模イベント等の取扱いについて
- 【資料4】「感染リスクが高い学習活動」について

第25回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

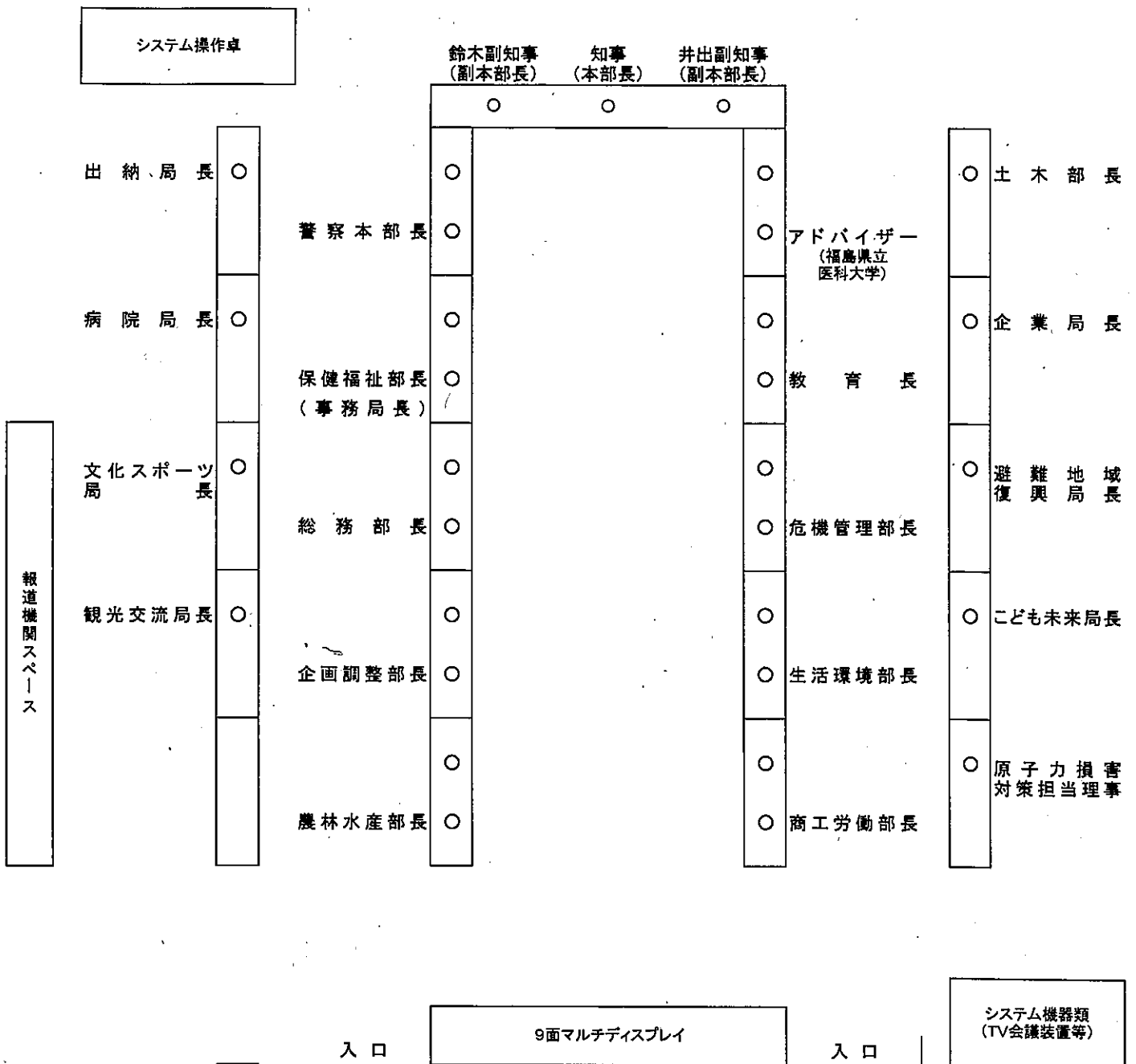
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第25回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年6月18日17時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 82人

(性別)

男性 52人

女性 30人

(年代別)

10歳未満 2人

10代 4人

20代 10人

30代 12人

40代 9人

50代 24人

60代 12人

70代 6人

80代 2人

90代 1人

○入退院の状況

入院者数 3人

宿泊療養施設入所者数 0人

退院・退所者数 79人

【病床等の確保状況】

確保病床数 229床

(病床利用率 1.3%)

宿泊療養確保室数 300室

【検査の状況】

1/26～6/17累計 5,783件

※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

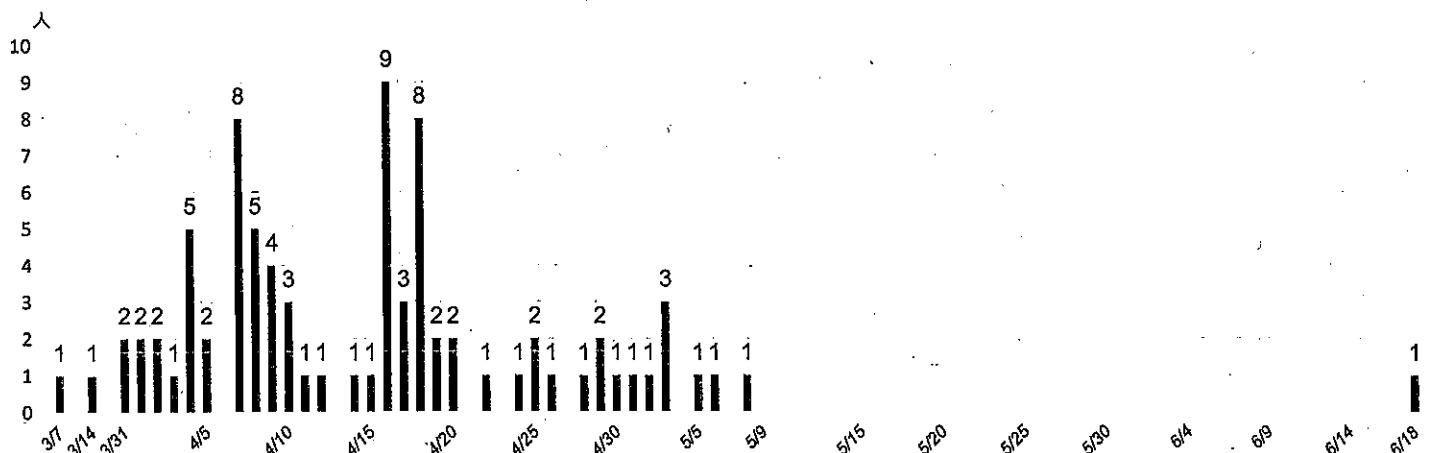
(参考)

国内の陽性者数 17,201人

※令和2年6月17日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（6月17日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

1/29~2/29	568
3/1~3/31	814
4/1~4/30	5,057
5/1~5/31	1,909
6/1~6/6	143
6/7~6/13	135
6/14~6/17	89
計	8,715

（単位：件）

1/29~2/29	1,749
3/1~3/31	2,953
4/1~4/30	11,959
5/1~5/31	2,968
6/1~6/6	359
6/7~6/13	300
6/14~6/17	157
計	20,445

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29~2/29	343
3/1~3/31	1,712
4/1~4/30	10,987
5/1~5/31	6,949
6/1~6/6	1,283
6/7~6/13	1,120
6/14~6/17	597
計	22,991

（単位：件）

【特記事項】

○ 新型コロナウイルス感染症患者の退院基準の変更

6月12日から、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準が変更となった。

（従前） 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

（改正後） 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

※無症状者の場合は以下の①・②のどちらかの場合、退院可能となる。

① 検体採取日から10日間経過した場合

② 検体採取日から6日間経過した後及びその24時間後にPCR検査を行い、共に陰性が確認された場合

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年6月18日改定)

福島県

資料 2

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)

(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら

3週間ごとに段階的に緩和)

① 令和2年6月1日(月)から令和2年6月18日(木)

② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月9日(木)

③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避(密集、密接、密閉)やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底。

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進。

ウ 移動に関する感染対策

- ・ 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・ 継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場や、そうした地域から御家族が帰省する場合等には、移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づき感染防止対策の徹底を依頼。

(3) イベント等に関する協力依頼

6月19日以降、屋内・屋外ともに1,000人以下の参加人数とすること。イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

7月10日以降は、イベントの規模要件をさらに緩和。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・マスクの着用。※別紙「令和2年度の熱中症予防行動」を参考に熱中症に注意
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人と人との距離の確保（できるだけ2m、最低1m）。

イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など

ウ 移動に関する感染対策

- ・県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合は、そうした地域から御家族が帰省する場合には、移動後2週間の行動履歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
～5月31日		不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保
①6月1日～6月18日		○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控える	
②6月19日～7月9日		○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保
③7月10日～7月31日			

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) を参考に作成

外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期		クラスター発生施設等への外出自粛等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)
～5月31日		業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討	業種別ガイドラインの作成
①6月1日～6月18日			
②6月19日～7月9日		○	○
③7月10日～7月31日		感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合には休業要請等を検討	感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合には休業要請等を検討

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませます
- サンプルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えるために
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

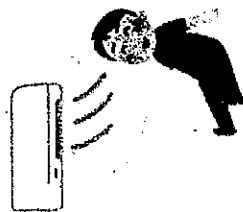
令和 2 年 夏 令 熱 中 症 予 防 行 動

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

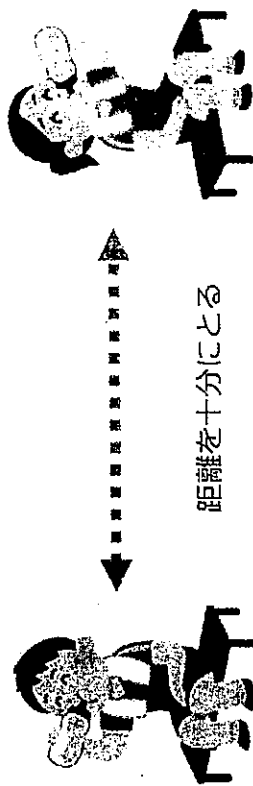
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中のマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>



(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)

屋外		屋内						
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容ほ か対人サービ ス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在 時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で滞 在時間の制限	乗車人数 制限・時 差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	四方を空 けた 席配置	レジ等で間 隔を空ける (床に印を つける等)	四方を空け た 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を空 けた 席配置	四方を空 けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—			頻繁な換気(窓開け、扇風機)				テラス席 2方向換気
マスク着用								
対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける								
衛生 対策 その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
共用物品・設備の消毒(ディスプレイの利用も)、キャッシュレス (滞在時間が長い場合)入場時体調チェック								
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(3) イベント等に関する協力依頼

6月19日以降、屋内・屋外ともに1,000人以下の参加人数とすること。

イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

7月10日以降は、イベントの規模要件をさらに緩和。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・ 適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・ 展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所における三密回避等）を講ずること。

イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること（7月10日以後は各段階における上限人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。）。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。

② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用を検討すること。

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率		人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内		1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内		5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		5000人

イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
①6月1日～ 6月18日	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確 保できないもの等は慎重な 対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人と の間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応	×	全国的・広域的
②6月19日～ 7月9日	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できないもの 等は慎重な対応、音楽器にも注 意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間 隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主 催者による試合中・前後におけ る選手等の行動管理	○ * 特定の地域からの来 場を見込み、人数を管 理できるものは可
③7月10日～ 7月31日	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによ る対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間 隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観客 等の行動管理	

(注)どちらから小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づき措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年6月18日
危機管理部

- 屋内・屋外ともに1,000人未満のイベント等を目的に使用する貸ホールなどについて、6月19日から新規の予約受付を再開する。
- 施設が行うイベント等については、基本的な感染防止対策に加え、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど、感染拡大のリスクを最小限にすること。
- 上記の取扱いについては、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策におけるイベントの規模要件の段階的緩和に合わせ、今後見直しを検討する。



各県立学校長 様

教 育 長

「感染リスクが高い学習活動」について（通知）

このことについては、令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号により通知した「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）において、「指針」3（2）に掲げる「感染リスクが高い学習活動」（この活動を部活動において実施する場合を含む。）については当面の間とりやめ、学校再開後 1 か月後の開始を目途に改めて通知することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の本県における感染状況の推移を踏まえ、6 月 1 9 日（金）から「感染リスクが高い学習活動」（令和 2 年 6 月 1 8 日付け 2 教健第 3 0 4 号により通知した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「マニュアル」という。）第 3 章に掲げる活動を含む。）の再開を可能とします。

「感染リスクが高い学習活動」を実施するに当たっては、「指針」及び「マニュアル」を踏まえ、下記の感染症対策を徹底し、感染リスクの低減を図ってください。

また、「マニュアル」で規定する感染レベルが、本県内の今後の感染状況の変化により現在のレベル 1 からレベル 2 以上に上がる際には、あらためてお知らせしますが、その場合「感染リスクが高い学習活動」は停止してください。

なお、修学旅行など宿泊を伴う学校行事を実施する際に特に留意すべき事項については、おって通知します。

この内容については、県の保健福祉部と情報を共有しておりますことを申し添えます。

記

1 児童生徒への指導

児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料（文部科学省 H P 掲載）等を活用して感染症対策に関する指導をより丁寧に行うこと。

2 基本的な感染症対策

感染症対策の 3 つのポイントを踏まえ、取組をさらに徹底すること。

(1) 感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握、登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合に帰宅させる等の対応を徹底する。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染又は接触感染で感染することから、手洗い、咳エチケット及び消毒を徹底する。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導を徹底する。

3 「3つの密」の回避

「換気の悪い密閉空間（密閉）」、「多数が集まる密集場所（密集）」、「間近で会話や発声をする密接場面（密接）」という3つの条件（3つの密）が同時に重なる場を避け、3つの密が重ならない場合でも可能な限り「密」を回避する。

4 具体的な活動場面における感染症対策

各教科等や部活動において、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避ける、一定の距離を保つ、同じ方向を向く、回数や時間を絞るなど、可能な範囲で工夫して実施する。（「マニュアル」第3章参照。）

5 重症化リスクの高い児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒、特別支援学校等における障がいのある児童生徒への対応を適切に行う。

6 教職員の感染症対策

教職員についても児童生徒と同様、感染症対策に取り組む。

【参考】

○ 「指針」3（2）に掲げる「感染リスクが高い学習活動」

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科における調理などの実習
- ・ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会など生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・ 他の都道府県等に移動する校外学習や宿泊を伴う学校行事

○ 「マニュアル」第3章に掲げる「感染のリスクが高い学習活動」

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(問合せ先 高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)

(各教育事務所長経由)



2 教高第 4 1 3 号
令和 2 年 6 月 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「感染リスクが高い学習活動」について (依頼)

このことについては、令和 2 年 5 月 1 5 日付け 2 教健第 1 7 5 号により通知した「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」(以下「指針」という。)において、「指針」3 (2) に掲げる「感染リスクが高い学習活動」(この活動を部活動において実施する場合を含む。)については当面の間とりやめ、学校再開後 1 か月後の開始を目途に改めて通知することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の本県における感染状況の推移を踏まえ、県立学校については、別紙写しのとおり、6 月 1 9 日 (金) から「感染リスクが高い学習活動」の再開を可能とすることとしました。

つきましては、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

(問合せ先	義務教育課	主幹	西牧	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2)
(高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)

